平成26年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与(案)について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、 平成26年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲 与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

約3,490億円(前年度8月期比 354億円減(9.1%減)) *5月~7月の地方法人特別税(国税)収入額の全額

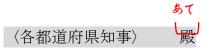
4 譲与日 平成26年8月29日(金)

5 譲与基準等

版 7 生 十 1	
譲与総額	地方法人特別税(国税)収入額の全額 ^{《注》}
譲与基準	1/2 人口
	1/2 従業者数
	※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除
	した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあっ
	ては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の使途	条件・制限なし
平成25年度譲与実績	19,803億円
平成26年度地財計画	21,829億円

《注》交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

総 税 企 第 号 平成26年8月29日



総務大臣

地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲 与します。

記

譲与日 平成26年8月29日

地方法人特別譲与税譲与金 〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成26年度8月期 地方法人特別讓与税讓与金額一覧

(単位:千円)

	(単位:千円) 【
都道府県	金額
北海道	13, 842, 708
青 森	3, 390, 457
岩 手	3, 326, 767
宮城	6, 007, 888
秋 田	2, 719, 030
山形	2, 975, 581
福島	5, 125, 337
茨 城	7, 479, 453
栃木	5, 176, 727
群馬	5, 220, 706
埼 玉	16, 672, 060
千 葉	14, 130, 419
東京	58, 953, 794
神 奈 川	21, 500, 912
新潟	6, 171, 363
富山	2, 942, 627
石 川	3, 129, 237
福 井	2, 158, 455
山 梨	2, 216, 195
長 野	5, 594, 839
岐阜	5, 324, 398
静岡	9, 992, 259
爱 知 三 重	20, 201, 290
三重	4, 772, 791
滋 賀	3, 588, 399
京 都	6, 773, 084
大 阪	24, 433, 986
兵 庫	13, 708, 921
奈 良	3, 132, 092
和歌山	2, 441, 848
鳥 取	1, 476, 570
島根	1, 842, 163
岡 山	4, 910, 947
広 島	7, 515, 018
山口	3, 663, 213
徳島	1, 949, 575
香川	2, 597, 369
愛 媛 高 知	3, 584, 512
高知	1, 861, 704
福岡	12, 979, 099
佐 賀	2, 144, 862
長崎	3, 496, 428
熊本	4, 443, 727
大 分	3, 020, 986
宮 崎	2, 806, 886
鹿児島	4, 212, 823
沖 縄	3, 347, 295
合 計	348, 956, 800

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

- *1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- *2 財源超過額調整団体にあっては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過 団体調整額を加えた額を譲与する。

平成26年度における財源超過調整団体(平成25年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政 収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、東京都のみである。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

税率の引下げがない場合の法人事業税の収入見込額 11,255億円

税率引下げ後の 法人事業税の収入見込額

6,157億円

減収となる法人事業税収

5,098億円

財源超過団体調整額が

ないものとして算定した

事業税等減収見込額

(網かけ部)



調整**財源超過額** (網かけ部)



3.309億円

個別財源超過団体調整額

(上限:事業税等減収見込額× 1/2)

668億円

=事業税等減収見込額

一 調整財源超過額

2.323億円

1,655億円

地方法人特別税・譲与税による影響額

^{*}印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

[※]四捨五入により計が一致しないところがある。